

2024年12月xx日

令和6年度 食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム
加工食品の商慣習に関する検討会 第2回 メーカー分科会
議事要旨

<実施概要>

日時：令和6年12月4日（水）16時00分～18時00分

議題：

- 開会、ご出席者・資料等の確認
- 農林水産省ご挨拶
- 資料説明
- ディスカッション
- 今後の進め方について

参加者：別紙委員名簿参照

文責：公益財団法人流通経済研究所 上席研究員 石川友博, 研究員 船井隆

■ 農林水産省ご挨拶

食品リサイクル法の次期方針

- 事業系食品ロスの削減目標について、新たに検討中
- ロス削減の取り組みをしている企業の努力が十分に報われていない現状
- 取り組みを評価し情報開示していく流れで検討していく
- サステナビリティ関連の情報開示として投資促進につながるような活用を想定
- フードバンクへの寄付なども食品リサイクル法に明記する方針

食品ロス関連補正予算について

- 農水省の新たな政策として「食品へのアクセスの確保」がある
- フードバンクへの支援事業は、食品へのアクセス確保という文脈での支援に移行。担当部署も変わる
- 食品ロス削減の文脈では、浅浦さんの部署にて、引き続き未利用食品の提供・寄付促進を進めていく
- 大きな課題である物流の問題に取り組む事業を検討している。一例：企業から提供される食品はロットが大きく、地域の小さな団体では受け入れきれない
- 物流や倉庫業の協力を得たい(例：倉庫の空きスペース、物流の帰り便活用など)

- 地域貢献を意向とする企業もあり、すでに実施されている事例なども広げたい
- また、新しい技術を使って食品ロス削減を図るような取り組みも支援したい
- 事業は定額内での全額補助
 - ↳ 事業には横展開のための報告等を含む
 - ↳ 2,000万円を超過する部分については自己負担

■ディスカッション

テーマ：納品期限緩和の効果検証について

(事務局より)

- 納品期限の緩和は小売業が行うが、そのメリットはメーカーや卸売業者で生じる。
- 小売業は社会的な課題解決の観点から、直接のメリットがなくてもこの取り組みを進めている。
- このような小売業の取り組みを評価するために、納品期限の緩和がもたらす効果を社会に明確に示すことが重要である。
- 例えば、物流センターやメーカーでの改善効果（鮮度対応生産の削減や安全在庫分の廃棄削減）が考えられるが、実際にどの程度の効果が出ているのかを定量的に検証していきたい。
- 関連データの提供の可否や、検証の進め方について意見をいただきたい。

(メーカー①)

- 担当部署が異なるため、要確認

(メーカー②)

- 鮮度対応生産の削減効果はあると考えられるが、そのデータを取ることは難しい
- 2013年時点では納品期限は3分の1ルールが基準だった。現状では2分の1が基準だが、3分の1のものが混在している。そのため、生産データからでは、どの基準への鮮度対応なのかを分類することができない
- 現状として、2分の1を許容する納入先が増えてきている。また、2分の1過ぎたところで即廃棄をしているわけではなく、かなりの値引きで納入しているところもある。
- 新商品をスポット販売する際に、3分の1ルールではスポット期間をカバーできず追加生産していた部分があった。一方、2分の1ルールでは一度の生産タイミングでスポット期間を全てカバーできるようになり、鮮度対応生産は減っていると考えられる

(メーカー③)

- 取扱い製品の中に、3分の1で納品しているものと2分の1で納品しているものが混在して

おり、その推移についてのデータを取ることは難しい

- 新商品などのスポット商品なら、小売業ごとの納期の違いにて測定できるかもしれない
 - ↳ 発売日から、製造日から何日後に納品されたかを測定
 - ↳ 3分の1超2分の1未満の期間で納品されたものがどのくらいあるか
- 納品期限緩和は、食品ロス削減というより、物流負荷の低減に効果あると考えている

(メーカー④)

- 納品期限緩和のメリットは2点
 1. 営業倉庫間で、日付を起因とした在庫移動が減る
 - ↳ 主力は6か月製品で、年月日管理で細かいロットでたくさんある
 - ↳ 納品期限が緩和されれば倉庫間の在庫日付調整のための行き来が減る
 2. 不良品以外の返品はほぼないが、返品を受けた場合には処分販売を行っており、そのための費用(販促費、輸送費)は削減できるかもしれない
 - ↳ 処分販売という形で値引きして販売してもらっている
 - ↳ A社で定番カット→返品→B店に送って、割引で売ってもらう(ここに費用発生)
 - ↳ 返品の原因の多くは、新商品の伸びが悪いことからの定番カットによるもの。販売期限の問題ではないので、納品期限緩和は影響少ない

(農水省)

- 物流面での効果が説明要因となる検証も一つの選択肢
- 納品期限緩和によってフードチェーンのロス削減につながったかもしっかりとデータで検証したい。特定の品目でビフォーアフターの比較ができそうなものを対象にすることは可能か

(事務局)

- 賞味期限の1/3を過ぎて1/2内で納品された商品の履歴を遡って把握することは可能か

(メーカー①)

- データがあるかもしれない

(メーカー②)

- 直近半年程度で販売チャネルを特定すればデータで測定することは可能かもしれない

(メーカー③)

- 拠点間の在庫転送の効果を検討したことはあるが、金額ベースなので公開難しい

- 3分の1超2分の1未満の期間で納品されたものがどのくらいあるか、というデータを出せるかどうか確認してみる

(メーカー④)

- 3分の1超2分の1未満の期間で納品されたものがどのくらいあるか、というデータについては、過去の期間を特定し、特定の商品であれば可能かもしれない

(事務局)

- 3分の1超2分の1未満の期間で納品されたものがどのくらいあるか、というデータを見ることについて
 - ↳3分の1ルールでは出荷できなかった商品が、2分の1ルールになって出荷できた数量を、なんのメリットとして算出するのかという観点については、直接に食品ロス削減を示すデータではないが、緩和による効果として間接的な意味あるデータとなる
 - ↳今後、各社にて上記のデータを出せるかどうか事務局より個別に相談

テーマ：店舗からの返品について

(事務局より)

- 現状として、店舗からの返品はどのような状況か。

(メーカー①)

- 最近は、返品が少ない

(メーカー②)

- スーパーからの返品はほぼない。賞味期限が近いものに関しての値引きはあり、その差額は販促費としてメーカー負担している
- 卸・配送業者・センターからの返品はあるが、小売店舗からの返品はない
- 販売した製品の返品はない
- 一部、所有権が移っていない預託在庫の引き上げはある

(メーカー③)

- 卸経由で流通しており、卸からの返品はある(所有権は卸にいったん移り、返品時に所有権がメーカーに戻る)
- 店舗にいったものは返品受けていない

(メーカー④)

- 店舗までいったものは返品を受けない
- 一方、小売業のセンターからの返品はある。
- 卸業者からは、納品期限切れや定番カットされたものの返品要請ある。その場合、メーカーに戻すのではなく、どこか別の販売先で処分販売をしてもらう。そのための費用は弊社にて負担している。

以上